

2023 年 8 月に改訂したドイツの労働安全衛生制度について、2024 年 3 月に 改めて改訂し、及び更新しました。

本稿（ドイツの労働安全衛生制度）の各部（第 I 部から第 VII 部まで）において記述している内容については、関連する原典、記事等の最新の記述に基づいて必要な箇所を改訂しました。この場合、今回改訂した箇所については本稿中でその旨をお示ししています。

ただし、ドイツ法定災害保険（*Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung*；略称：DGUV。以下単に「DGUV」という。）は、2023 年における労働災害発生状況（職業性疾病を含む。）を例年どおりであれば、2024 年 7 月に公表するものと考えられますので、今回の改訂では従来の 2022 年分の統計をそのまま踏襲しています。その代わりに、Eurostat(欧州統計局)が 2023 年 10 月 5 日に公表しているドイツを含む EU 加盟国中の主要国（欧州連合 27 か国の合計、ドイツ、スペイン、フランス、イタリア、オランダ及びポーランド）について、2017 年から 2021 年までの労働災害統計を抜粋して紹介しています。

また、DGUV が、2023 年における労働災害発生状況（職業性疾病を含む。）を 2024 年 7 月に公表しましたら、その労働災害統計に基づき関係部分を改訂することとしています。

この改訂版の作成年月 2024 年 3 月

この改訂版の作成者 中央労働災害防止協会技術支援部国際課